

【表紙】

| | |
|---------------|---|
| 【提出書類】 | 公開買付届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2024年8月15日 |
| 【届出者の氏名又は名称】 | 株式会社トーハン |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 東京都新宿区東五軒町6番24号 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区東五軒町6番24号 |
| 【電話番号】 | 03(3269)6111 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部部长 齊藤 有希子 |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 該当事項はありません |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当事項はありません |
| 【最寄りの連絡場所】 | 該当事項はありません |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社トーハン (東京都新宿区東五軒町6番24号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社トーハンをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、日本出版貿易株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

日本出版貿易株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第370条及び公開買付者の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる2024年8月14日付の書面決議により、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株主（以下に定義されます。）が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化するための一連の取引（本公開買付けを含み、以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。公開買付者は、本書提出日現在、対象者株式150,000株（所有割合（注）21.51%）を所有しており、対象者の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当します。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2024年8月14日付で、対象者の第3位（2024年3月31日現在の所有割合に基づく順位をいいます。以下本段落において同じです。）の株主である株式会社講談社（以下「講談社」といいます。）との間で、講談社が所有する対象者株式の全て（所有株式数55,400株、所有割合7.94%）を本公開買付けに応募しない旨の契約（以下「本不応募契約（講談社）」といいます。）を、対象者の第4位の株主である株式会社宮脇商事（以下「宮脇商事」といいます。）との間で、宮脇商事が所有する対象者株式の全て（所有株式数50,000株、所有割合7.17%）を本公開買付けに応募しない旨の契約（以下「本不応募契約（宮脇商事）」といいます。）を、対象者の第10位の株主である株式会社宮脇書店（以下「宮脇書店」といいます。）との間で、宮脇書店が所有する対象者株式の全て（所有株式数14,800株、所有割合2.12%）を本公開買付けに応募しない旨の契約（以下「本不応募契約（宮脇書店）」といいます。）をそれぞれ締結しております（以下、講談社、宮脇商事及び宮脇書店を総称して「本不応募株主」といいます。）。本不応募契約（講談社）、本不応募契約（宮脇商事）及び本不応募契約（宮脇書店）の概要については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本不応募契約（講談社）」、「本不応募契約（宮脇商事）」及び「本不応募契約（宮脇書店）」をご参照ください。

（注） 「所有割合」とは、対象者が2024年8月14日付で公表した「2025年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（700,000株）から、対象者決算短信に記載された対象者が所有する同日現在の自己株式（2,603株）を控除した株式数（697,397株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。以下同じです。

公開買付者は、対象者株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて、194,700株（所有割合27.92%）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的としているため、買付予定数に上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（194,700株）は、対象者決算短信に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（700,000株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（2,603株）を控除した株式数（697,397株）に係る議決権数（6,973個）の3分の2以上となる議決権数（4,649個、小数点以下切り上げ。）に対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（464,900株）から、本書提出日現在において公開買付者が所有する対象者株式（150,000株）及び本不応募株主が所有する対象者株式（合計120,200株）を控除した株式数としております。これは、公開買付者が、本取引において、対象者株式の非公開化を目的としているところ、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び本不応募株主が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者及び本不応募株主並びに本公開買付け成立後に公開買付者が対象者の株主として残ることを許容した株主（以下「本許容株主」といいます。）のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。なお、本許容株主は、本公開買付け成立後、対象者との取引関係等を踏まえ決定する予定です。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2)買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「届出日の前々日又は前日現在の預金」に記載のとおり、本公開買付けに要する資金を、公開買付者の自己資金により賄うことを予定しております。

対象者が2024年8月14日に公表した「株式会社トーハンによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2024年8月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。なお、対象者取締役会の意思決定の過程については、対象者プレスリリース並びに下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び下記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、1949年9月に東京出版販売株式会社として設立され、その後1992年1月に現商号に変更いたしました。本書提出日現在、公開買付者の企業グループは、公開買付者、公開買付者の連結子会社24社及び持分法適用会社10社（以下、公開買付者、連結子会社及び持分法適用会社を総称して「公開買付者グループ」といいます。）で構成されており、「私たちは、質の高いサービスと情報・流通のネットワークを通して、人々の知的活動を支援し、ゆたかな社会の創造に貢献します。」を企業理念として、主に以下の出版流通事業、不動産事業及びその他事業を展開しております。

()出版流通事業

多数の出版社と日本全国の書店・コンビニエンスストア等を結び、書籍・雑誌・コミックス・CD・DVD・文具雑貨等の流通事業を展開しております。出荷拠点の一つである「トーハン桶川センター」には約80万点、約1,800万冊（2024年3月31日現在）の豊富な在庫を擁し、市場に流通する膨大な商品から読者が求める一冊の本を的確かつ迅速に発送しています。

国内市場のみならず、海外市場においても、和書輸出・洋書輸入・著作権仲介事業等を展開しています。

()不動産事業

公開買付者グループが保有する土地・建物を活用し、オフィスビルやマンションなどの賃貸事業を展開しています。また、既存物件の売却・活用だけではなく、新規物件の取得や組み換え等、公開買付者グループの収益事業として展開しています。

()その他事業

出版流通事業・不動産事業以外に、フィットネスジム、コワーキングスペース（注1）等の新規事業の他、株式会社マリモクラフト（以下「マリモクラフト」といいます。）、株式会社デルフォニックス等のM&Aを行い、事業領域を拡大していくことを目的に取り組んでいます。

（注1）「コワーキングスペース」とは、様々な年齢、職種、所属の人たちが同じ場所で設備等を共有しながら仕事を行う場所のことをいいます。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、1942年2月に海外の日系企業をターゲットとして書籍・雑誌等の出版物や日本の伝統的な雑貨品等を北米及び南米市場に輸出することを目的として設立されたとのことです。1950年には、日本国内の教育機関や図書館からの要請を受け、輸入事業を開始したとのことです。また、1955年の第7回フランクフルト国際書籍展（ドイツ）への出展以降、国内外を問わず、展示会への出展及び展示会の開催に積極的に取り組んでいるとのことです。このように対象者は、伝統的な日本の文化を世界に広めるとともに、海外の文化を日本に紹介することを使命として活動してきたとのことです。

対象者は、1963年9月に東京証券取引所市場第二部に株式を上場したとのことです。その後、1978年の上場基準改訂に伴い、日本証券業協会に登録扱銘柄（現・監理銘柄）の指定申請をされたことで、対象者株式は、一時

は上場廃止となったとのことですが、1997年には、日本証券業協会の店頭登録銘柄として再上場したとのことです。2004年に日本証券業協会への店頭登録を取り消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場したとのことです。2010年の大阪証券取引所によるジャスダック証券取引所の吸収合併を受け、大阪証券取引所JASDAQ市場に上場し、2013年7月に東京証券取引所と大阪証券取引所の統合により、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場に上場した後、2022年4月に東京証券取引所スタンダード市場へ移行し、現在に至っているとのことです。なお、対象者は、市場区分の見直しに伴うスタンダード市場への移行に際しては、移行基準日時点（2021年6月30日）において株主数が330人及び流通株式時価総額が2.8億円となっており、スタンダード市場の上場維持基準のうち、株主数400人及び流通株式時価総額を10億円以上とする基準を満たしていなかったことから、2021年12月28日付で「新市場区分における『スタンダード市場』選択申請及び新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」（以下「本計画書」といいます。）を公表しているとのことです。その後、2023年3月31日時点の上場維持基準への適合状況において株主数が363人及び流通株式時価総額が4.7億円であったことから、2023年6月27日付で「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」を公表し、さらに2024年3月31日時点の上場維持基準への適合状況において株主数が305人及び流通株式時価総額が6.8億円であったことから、2024年6月27日付で「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」を公表しているとのことです。その後、対象者は、下記「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2024年8月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行い、これと同時に、本公開買付けを含む本取引の一環として対象者株式の上場廃止が予定されていることを踏まえ、本公開買付けが成立することを条件として本計画書を撤回することを決議したとのことです。仮に本公開買付けが不成立となる等、対象者株式が引き続き上場を維持することとなった場合には、対象者は、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を満たすべく、引き続き本計画書に記載の取り組みを進める予定とのことです。

また、対象者は、「私たちは文化事業を通じて、国際社会に貢献します」という経営理念を掲げ、学術専門書、日本語学習書等の各種和書出版物並びに日本製の良質な文具及び雑貨を世界の大学等の教育機関に、音楽CD及びLPを小売店舗、ネットショップ等に輸出するとともに、国内の書店や大学生協、ネット事業者等を対象に海外の優良出版物及び語学書を輸入しているとのことです。また、対象者は、小売店舗やネットショップ等に雑貨、出版物及び音楽CDを販売しており、近年では、オンライン英会話学校へのデジタル教材の提供も行っているとのことです。対象者は、教育・文化に関わる商材を通じて、各国の文化の懸け橋として国際社会に貢献することを目指しているとのことです。なお、対象者の企業グループ（以下「対象者グループ」といいます。）は、本書提出日現在、子会社4社（カリフォルニア、ハワイ、ロンドン及びフランス）並びにその他の関係会社1社（公開買付者）で構成され、子会社3社（カリフォルニア、ハワイ及びロンドン）を連結しているとのことです。

公開買付者は、1971年6月に、当時、既に海外事業を展開していた対象者と共同で、ドイツのフランクフルトで開催されていたフランクフルト国際書籍展へ出展するにあたり、対象者との間で業務提携を開始いたしました。1974年12月には、業務提携を強化するため、公開買付者が対象者株式500,000株を所有するに至りました。その後、2009年7月には、対象者の経営状況が悪化したことから、対象者が公開買付者を割当先とする第三者割当増資を実施し、公開買付者は、対象者株式1,000,000株を取得いたしました。2017年に、対象者において株式併合を行った結果、公開買付者は、対象者株式150,000株（所有割合21.51%）を所有するに至り、本書提出日現在まで対象者株式の所有株式数に変更はありません。

そのような中、公開買付者と対象者は、従前から対象者の経営方針等に関して議論しておりましたが、2023年9月下旬、対象者より、対象者において東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を満たすことが難しい状況であることから（注2）、具体的な買付者は想定されていないものの公開買付けやマネジメント・バイアウト（MBO）（注3）による対象者株式の非公開化も選択肢として検討している旨の連絡を受けました。

（注2） 対象者が2024年6月27日付で公表した「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」によれば、対象者は、東京証券取引所スタンダード市場において規定される株主数（400人）、流通株式数（2,000単位）、流通株式時価総額（10億円）及び流通株式比率（25%）の4項目からなる上場維持基準のうち、2023年3月31日時点において、株主数が363人、流通株式時価総額が4.7億円と2項目で上場維持基準を満たしておらず、また、2024年3月31日現在においても株主数305人、流通株式時価総額6.8億円と同項目で上場維持基準を満たしていないとのことです。

（注3） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

公開買付者は、対象者からの上記連絡を受け、2023年10月中旬及び2023年12月下旬に合計2回、対象者と面談を実施し、対象者における当該上場維持基準の適合に向けた計画等について協議を行いました。

その後、公開買付者は、対象者との上記協議や対象者の直近の業績、市場環境等を踏まえ、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に係る経過措置の期限である2025年3月末までに、対象者において、当該上場維持基準を全て満たすことができない可能性があることを踏まえ、2024年1月上旬、対象者を公開買付者の連結子会社とし、かつ、対象者株式を非公開化することは検討に値すると判断いたしました。そこで、公開買付者は、2024年1月中旬、対象者に対し、公開買付者を買付者として、対象者株式に対する公開買付けを実施することを検討する旨伝達いたしました。

その後、公開買付者は、2024年1月下旬から2024年3月下旬にかけて、対象者を公開買付者の連結子会社とし、かつ、対象者株式を非公開化した場合における公開買付者グループと対象者グループとの間で期待されるシナジー等について検討いたしました。公開買付者としては、対象者を連結子会社とし、かつ、対象者株式を非公開化することにより、以下のシナジーが期待できると考えました。

なお、対象者には、公開買付者以外の大株主が複数存在しており、当該大株主が公開買付けに応募しない場合も想定されたことから、公開買付者は、当初より、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを想定して検討はしておりません。他方、対象者の上場会社としての独立性や対象者の一般株主に対する利益の配慮という観点を踏まえ、対象者株式の上場を維持したままでの迅速な連携強化及びシナジー創出には一定の制約があると考えられることから、対象者株式を非公開化することは必要不可欠と考えております。

() 事業面のシナジー

公開買付者としては、対象者は、輸出入業の専門性を有するとともに、海外での豊富な販路を確立しており、欧米において事業上の強みを持っていると考えております。また、米国では書籍、CDに次ぐ商材として日本の文具、雑貨の卸売業に強みを持っていると考えております。

そこで、公開買付者としては、公開買付者の子会社であるマリモクラフトが販売するキャラクター雑貨等の商品を対象者が確立している販路を用いてより積極的に海外で販売することによって、公開買付者グループの海外事業を強化することが可能と考えております。

他方、公開買付者としては、対象者は、欧米と比べてアジア地域では十分な販路が確立されていないと考えておりますが、アジア地域においては、公開買付者が台湾の子会社（台湾東販股份有限公司）を中心に事業を展開しており、アジア地域における対象者グループの販売支援などにより、対象者グループのアジア地域での事業拡大に寄与することができると考えております。

() 財務面のシナジー

公開買付者は、非上場企業ではあるものの、出版流通事業において日本トップクラスの企業と自負しており、公開買付者グループに加わることによって対象者の信用力が向上し、取引金融機関からの資金調達力の改善、向上が可能になると考えております。

() 組織面のシナジー

事業上のノウハウの共有や両者間における人材交流により、これまでよりも幅広く適材適所の人材配置を検討できる等、人事面での活性化が期待でき、上記の事業面及び財務面と合わせたシナジーの実現による企業価値の向上策を実行していくことで、公開買付者グループ及び対象者グループ双方とも、より魅力的な企業となり従業員のモチベーションの向上にもつながると考えております。

なお、公開買付者は、対象者株式の非公開化に伴うデメリットについても検討いたしました。デメリットとしては、一般的に知名度や社会的信用の向上といった上場企業としてのメリットを享受できなくなることや資本市場から資金調達ができなくなることが考えられますが、公開買付者の連結子会社となることによって、むしろ知名度や社会的信用の向上が見込まれること、また、公開買付者グループから対象者に対して必要十分な融資を行うことも可能であることから、当該デメリットは限定的であると考えております。

そこで、公開買付者は、本取引について本格的な検討を開始すべく、2024年4月上旬に公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）を選定し、2024年4月中旬に公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所を選任いたしました。

その上で、公開買付者は、2024年5月中旬から6月下旬にかけて、公開買付者と取引関係があり、かつ、対象者の大株主である本不応募株主に対して、公開買付者が対象者株式に対する公開買付けを実施する予定である旨、また、当該公開買付けへの応募又は不応募等の意向の確認を行ったところ、公開買付者は、本不応募株主から当該公開買付けには応募せず、対象者株式が非公開化された後も、公開買付者とともに対象者の株主として残る意向である旨の連絡を受けました。そこで、公開買付者は、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、2024年8月14日付で、講談社、宮脇商事及び宮脇書店とそれぞれ本不応募契約（講談社）、本不応募契約（宮脇商事）及び本不応募契約（宮脇書店）を締結いたしました。

公開買付者としては、本取引後に本不応募株主が対象者の株主として残る場合でも、上記の各シナジーは期待できると考えており、また、本不応募株主との協力により、公開買付者と対象者のみでは創出することができないシナジーの創出（具体的には、本不応募株主それぞれが確立している販路を生かした事業拡大など）も期待できると考えております。なお、公開買付者は、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、本不応募株主が本公開買付けに応募しないことにつき、本不応募株主との間で合意しております。また、本不応募株主は、本臨時株主総会（下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」で定義されます。）において、本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成する予定です。なお、本取引後の本不応募株主との協力体制等については本取引後に協議する予定であり、現時点で確定している事項はありません。

公開買付者は、2024年6月25日、対象者に対して、本取引に関する意向表明書を提出し、本取引の具体的な検討を開始したい旨の意向を伝えたところ、2024年7月5日、対象者より、本取引に向けた具体的な協議・検討を開始する旨の回答を書面で受けました。

その後、公開買付者は、対象者に対して、デュー・ディリジェンスを2024年7月上旬から7月下旬まで実施するとともに、並行して、対象者との間で、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）について協議・検討を続けてまいりました。

具体的には、公開買付者は、2024年7月18日、対象者に対して実施した財務及び法務等に関するデュー・ディリジェンス（デュー・ディリジェンスの概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、本公開買付価格を3,200円（提案実施日の直近の取引日である2024年7月17日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,708円に対して18.17%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,606円（円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して22.79%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,562円に対して24.90%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,562円に対して24.90%のプレミアムを加えた価格）とする提案（以下「第1回提案」といいます。）を行いました。

公開買付者は、第1回提案に対して、対象者から、2024年7月19日付で、第1回提案における本公開買付価格は、対象者株式の価値に関する対象者及び本特別委員会の第三者算定機関による初期的な分析を考慮しても、対象者の少数株主の利益に配慮したものとはいえないとして、本公開買付価格を引き上げる旨の要請を受け、2024年7月25日、対象者に対して、本公開買付価格を3,400円（提案実施日の直近の取引日である2024年7月24日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,743円に対して23.95%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,641円に対して28.74%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,588円に対して31.38%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,584円に対して31.58%のプレミアムを加えた価格）とする提案（以下「第2回提案」といいます。）を行いました。

公開買付者は、第2回提案に対して、対象者から、2024年7月31日付で、第2回提案における本公開買付価格は、対象者株式の価値に関する対象者及び本特別委員会の第三者算定機関による初期的な分析を考慮しても、また対象者における少数株主の利益に配慮する点からも満足の水準ではないとして、再度、本公開買付価格を引き上げる旨の要請を受け、2024年8月1日、対象者に対して、本公開買付価格を3,600円（提案実施日の直近の取引日である2024年7月29日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,708円に対して32.94%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,664円に対して35.14%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,598円に対して38.57%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,603円に対して38.30%のプレミアムを加えた価格）とする提案（以下「第3回提案」といいます。）を行いました。

公開買付者は、第3回提案に対して、対象者から、2024年8月2日付で、第3回提案における本公開買付価格は、対象者株式の価値に関する対象者及び本特別委員会の第三者算定機関による初期的な分析を考慮しても、また対象者における少数株主の利益に配慮する点からも未だ満足の水準ではないとして、再度、本公開買付価格を引き上げる旨の要請を受け、2024年8月6日、対象者に対して、本公開買付価格を3,900円（提案実施日の直近の取引日である2024年8月5日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,400円に対して62.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,667円に対して46.23%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,600円に対して50.00%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,611円に対して49.37%のプレミアムを加えた価格）とする提案（以下「第4回提案」といいます。）を行いました。

公開買付者は、第4回提案に対して、対象者から、2024年8月6日付で、第4回提案における本公開買付価格は、対象者株式の価値に関する対象者及び本特別委員会の第三者算定機関による分析を考慮しても、また対象者における少数株主の利益に配慮する点からも、未だ満足の水準ではないとして、再度、本公開買付価格を引き上げる旨の要請を受け、2024年8月7日、対象者に対して、本公開買付価格を3,950円（提案実施日の直近の取引日である2024年8月6日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,388円に対して65.41%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,649円に対して49.11%、過去3ヶ月間の終値単純平均値

2,594円に対して52.27%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,609円に対して51.40%のプレミアムを加えた価格)とする提案(以下「第5回提案」といいます。)を行いました。

公開買付者は、第5回提案に対して、対象者から、2024年8月7日付で、第5回提案における本公開買付価格は、検討に値する水準感に近づきつつあると考えられるものの、対象者株式の価値に関する対象者及び本特別委員会の第三者算定機関による分析を考慮し、また対象者における少数株主の利益に配慮する点からも、今なお十分に満足のいく水準ではないとして、再度、本公開買付価格を引き上げる旨の要請を受け、2024年8月8日、対象者に対して、本公開買付価格を4,000円(提案実施日の直近の取引日である2024年8月7日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,390円に対して67.36%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,633円に対して51.92%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,588円に対して54.56%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,608円に対して53.37%のプレミアムを加えた価格)とする提案(以下「最終提案」といいます。)を行いました。

公開買付者は、最終提案に対して、対象者から、2024年8月8日付で、最終提案における本公開買付価格に応諾する旨の連絡を受けました。

以上の対象者との協議・交渉を経て、公開買付者は、2024年8月14日、本公開買付価格を4,000円とし、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりとのことです。

上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、2024年6月25日、公開買付者から、本取引に関する意向表明書を受領したとのことです。そして、対象者は、本取引の対象者の少数株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付けに関する本公開買付けを含む本取引に関し、対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、対象者の社外監査役1名及び社外有識者2名の計3名によって構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)(本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を2024年6月26日に設置し、同日付で公開買付者及び対象者並びに本取引の成否のいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、株式会社MIT Corporate Advisory Services(以下「MIT」といいます。))を、公開買付者及び対象者並びに本取引の成否のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業(以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。))を選任したとのことです。

対象者は、上記体制を整備した後、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及びMITの助言を受けながら、本公開買付けの実行の是非に関して公開買付者との間で複数回に亘る協議・交渉を行ったとのことです。

具体的には、対象者は、公開買付者から、2024年7月18日に、本公開買付価格を3,200円(提案実施日の直近の取引日である2024年7月17日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,708円に対して18.17%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,606円に対して22.79%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,562円に対して24.90%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,562円に対して24.90%のプレミアムを加えた価格)とする第1回提案を受領したとのことです。対象者は、第1回提案を受けて、公開買付者に対し、2024年7月19日付で、第1回提案における本公開買付価格は、対象者株式の価値に関する対象者及び本特別委員会の第三者算定機関による初期的な分析を考慮しても、対象者の少数株主の利益に配慮したものとはいえないとして、本公開買付価格を引き上げる旨の要請を行ったとのことです。その後、対象者は、2024年7月25日に、公開買付者から、本公開買付価格を3,400円(提案実施日の直近の取引日である2024年7月24日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,743円に対して23.95%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,641円に対して28.74%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,588円に対して31.38%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,584円に対して31.58%のプレミアムを加えた価格)とする第2回提案を受領したとのことです。対象者は、第2回提案を受けて、公開買付者に対して、2024年7月31日付で、第2回提案における本公開買付価格は、対象者株式の価値に関する対象者及び本特別委員会の第三者算定機関による初期的な分析を考慮しても、また対象者における少数株主の利益に配慮する点からも満足のいく水準ではないとして、再度、本公開買付価格を引き上げる旨の要請を行ったとのことです。その後、対象者は、2024年8月1日に、公開買付者から、本公開買付価格を3,600円(提案実施日の直近の取引日である2024年7月29日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,708円に対して32.94%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,664円に対して35.14%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,598円に対して38.57%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,603円に対して38.30%のプレミアムを加えた価格)とする第3回提案を受領したとのことです。対象者は、第3回提案を受けて、公開買付者に対して、2024年8月2日付で、第3回提案における本公開買付価格は、対象者株式の価値に関する対象者

及び本特別委員会の第三者算定機関による初期的な分析を考慮しても、また対象者における少数株主の利益に配慮する点からも未だ満足のいく水準ではないとして、再度、本公開買付価格を引き上げる旨の要請を行ったとのことです。その後、対象者は、2024年8月6日に、公開買付者から、本公開買付価格を3,900円（提案実施日の直近の取引日である2024年8月5日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,400円に対して62.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,667円に対して46.23%、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して2,600円に対して50.00%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,611円に対して49.37%のプレミアムを加えた価格）とする第4回提案を受領したとのことです。対象者は、第4回提案を受けて、公開買付者に対して、2024年8月6日付で、第4回提案における本公開買付価格は、対象者株式価値に関する対象者及び本特別委員会の第三者算定機関による分析を考慮しても、また対象者における少数株主の利益に配慮する点からも、未だ満足のいく水準ではないとして、再度、本公開買付価格を引き上げる旨の要請を行ったとのことです。その後、対象者は、2024年8月7日に、公開買付者から、本公開買付価格を3,950円（提案実施日の直近の取引日である2024年8月6日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,388円に対して65.41%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,649円に対して49.11%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,594円に対して52.27%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,609円に対して51.40%のプレミアムを加えた価格）とする第5回提案を受領したとのことです。対象者は、第5回提案を受けて、公開買付者に対して、2024年8月7日付で、第5回提案における本公開買付価格は、検討に値する水準感に近づきつつあると考えられるものの、対象者株式価値に関する対象者及び本特別委員会の第三者算定機関による分析を考慮し、また対象者における少数株主の利益に配慮する点からも、今なお十分に満足のいく水準ではないとして、再度、本公開買付価格を引き上げる旨の要請を行ったとのことです。その後、対象者は、2024年8月8日に、公開買付者から、本公開買付価格を4,000円（提案実施日の直近の取引日である2024年8月7日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,390円に対して67.36%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,633円に対して51.92%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,588円に対して54.56%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,608円に対して53.37%のプレミアムを加えた価格）とする最終提案を受領したとのことです。対象者は、公開買付者による最終提案を受けて、2024年8月8日付で、最終提案における本公開買付価格に応諾する旨の連絡をしたとのことです。

以上の経緯の下で、対象者は2024年8月14日に、MITから取得した株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書（MIT）」）といえます。）の内容、並びにリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた本答申書（下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」で定義されます。本答申書の概要についても当該箇所をご参照ください。）の内容を最大限に尊重しながら、本取引について、企業価値向上を図ることができるか、本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。その結果、以下の観点から本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ本取引に関する諸条件は妥当なものであると判断したとのことです。

本公開買付けが成立し、本取引が実行される場合には、対象者は、公開買付者の子会社となることで、公開買付者グループが持つ様々なリソースを最大限に活用することが可能となり、対象者の企業価値の向上に資するものとなるとのことです。具体的には、公開買付者グループが取り扱う商材の中でも、書籍及び雑貨・文具は、対象者が携わる教育・文化関連事業との親和性が高く、早期に事業シナジーが見込めると考えられること、特に、公開買付者は、中国や東南アジアとのコネクションの構築に注力している一方で、対象者は、1942年2月に北米や南米市場向けの輸出を目的として設立されたという歴史的背景から、子会社がある北米や欧州をはじめとする輸出入業務に強みを持っているため、本取引の実施により、双方の販売網を相互に補完することができ、対象者と公開買付者がそれぞれ保有するノウハウを共有し活用することで、海外市場での取引の拡大や海外展示会等のイベント業務の強化等が期待できること、また、現在、対象者の洋書事業で取り扱っているのは英語学習用教材及び日本語学習用教材が主であるところ、公開買付者のリソースを活用することで、中国語や韓国語、タイ語など学習用教材の多言語化を図ることができる等、商材拡大の可能性が見込まれるほか、対象者の新規事業開発において、公開買付者の顧客基盤や事業ノウハウを活用することで国内市場の更なる開拓も見込まれるとのことです。公開買付者との人的交流については、今後公開買付者と協議の上で進めていくことを予定しているとのことです。人的交流が盛んになることで、対象者が多様性に富んだより魅力的な会社となり、従業員のモチベーション向上につながると考えているとのことです。さらに、公開買付者は、出版流通事業において日本でトップクラスの企業であることから、公開買付者の流通拠点と、対象者の物流倉庫を相互に活用することで物流の効率化が期待できるとのことです。加えて、公開買付者グループに加わることで対象者の信用力が向上し、取引金融機関からの資金調達力の向上などのシナジーが期待されるとのことです。かつ、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は、対象者株式価値に関する対象者及び本特別委員会の第三者算定機関による分析結果や、類似事案におけるプレミアム水準との比較結果に照らし、対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであることから、対象者の一般株主の皆様にとって妥当であ

り、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して、合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、2024年8月14日開催の取締役会において、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。当該取締役会決議の詳細は、下記「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本取引後も対象者の独立性を尊重し、シナジーの早期実現に向けた最適な経営体制について、本取引の完了後に対象者と協議しながら決定する方針です。

本取引後の役員体制については、本書提出日現在の役員体制から大きな変更は予定しておらず、現時点で役員の派遣等に関する決定事項はなく、本取引の完了後に対象者の意向も踏まえて方針を決定する予定です。

(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは、支配株主による従属会社の買収には該当いたしません。もっとも、公開買付者が、対象者株式150,000株（所有割合21.51%）を直接所有していること、及び対象者の役員に公開買付者から派遣された者が存在すること等を考慮し、公開買付者及び対象者は、本取引の公正性を担保するとともに、本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、意思決定の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避すべく、それぞれ以下の措置を講じております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）（以下「M o M」といいます。）に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けによる対象者株式の売却を希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、M o Mに相当する買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において、本公開買付けの公正性を担保するため並びに利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じていることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

()設置等の経緯

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けが対象者株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として行われること等を踏まえ、本取引に関する対象者取締役会の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2024年6月26日、公開買付者及び対象者並びに本取引の成否のいずれからも独立した、山本美雪氏（対象者社外監査役）並びにアンダーソン・毛利・友常法律事務所から特別委員候補として紹介のあった外部専門家である高橋明人氏（弁護士）及び長谷川臣介氏（公認会計士）の3名によって構成される本特別委員会を設置したとのことです。本特別委員会の委員は設置当初から変更していないとのことです。

本特別委員会の委員長については、対象者の取締役会の構成員として経営判断に直接関与する立場にあり、対象者の事業に相当程度の知見を有していること等を踏まえ、委員の互選に基づき、山本美雪氏が就任しているとのことです。なお、本特別委員会の委員の報酬は、山本美雪氏に関しては本特別委員会の開催数に応じた固定報酬、外部専門家である高橋明人氏及び長谷川臣介氏についてはタイムチャージ方式による報酬を採用しており、本取引の成立を条件とする成功報酬は採用されていないとのことです。

その上で、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、(ア)本取引の目的は合理的と認められるか（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含みます。）、(イ)本取引に係る取引条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含みます。）の公正性・妥当性が確保されているか、(ウ)本取引に係る手続の公正性が確保されているか、(エ)本取引は対象者の少数株主にとって不利益でないと考えられるか、及び(オ)対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することの是非（以下これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、本諮問事項についての答申書（以下「本答申書」といいます。）を対象者に提出することを委託したとのことです。

また、対象者取締役会は、対象者取締役会における本取引に関する意思決定は、本公開買付けへの賛否も含め本特別委員会の答申内容を最大限尊重し、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でない判断したときには、対象者取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとする（本公開買付けに賛同しないことを含みます。）ことを前提として本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、()対象者のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等の専門家（以下「アドバイザー等」といいます。）を指名又は承認（事後承認を含む。）する権限、()諮問事項の検討にあたって、

本特別委員会が必要と認める場合には、自らのアドバイザー等を選任する権限（なお、本特別委員会は、対象者のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がないなど、本特別委員会として対象者のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができる」と判断した場合には、対象者のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができるものとされているとのことです。また、本特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的な費用は対象者の負担とするとのことです。）、（ ）対象者の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、（ ）本取引の取引条件に関する交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて自ら直接交渉を行う権限、及び（ ）その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項に関する権限を付与することを決議したとのことです。なお、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるM I T及び対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認し、それぞれ対象者のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーとして承認したとのことです。その上で、本特別委員会は、その独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、本特別委員会の独自の第三者算定機関として株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）を選任したとのことです。

（ ）検討の経緯

本特別委員会は、2024年6月27日より2024年8月13日までの間に合計15回、合計約17時間にわたって開催されたほか、各会合間においても電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行うなどして、本諮問事項についての協議・検討を行ったとのことです。

具体的には、本特別委員会は、対象者の経営陣や担当者に対して本特別委員会への出席を求め、本取引の意義及び目的、本取引の実施時期・方法、本取引の検討に至った経緯、業界再編を含む本取引後の経営方針等について説明を受けた上で、インタビュー形式により質疑応答を実施したとのことです。さらに、本特別委員会は、公開買付者に対し、本取引の意義及び目的、本取引の実施時期・方法、本取引の検討に至った経緯、業界再編を含む本取引後の経営方針等について質問事項を提示し、同社よりその回答を受領した上で、当該回答に関してインタビュー形式で質疑応答を実施したとのことです。

また、本特別委員会は、対象者が作成した2025年3月期から2029年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）について、対象者の経営陣からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。その上で、本特別委員会は、下記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、対象者が取得した対象者株式に係る対象者株式価値算定書（M I T）及び特別委員会株式価値算定書（ブルータス・コンサルティング）（下記「特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「（ ）算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係」で定義されます。以下同じです。）について、その価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）における割引率の計算根拠を含むとのことです。）について、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるM I T及び本特別委員会独自の第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングから個別に説明を受け、質疑応答及び審議検討を行い、各株式価値算定書の作成過程の合理性を確認したとのことです。

さらに、本特別委員会は、対象者、対象者の依頼により対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるM I T及び対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引の手續面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、その説明を踏まえ、本取引において手續の公正性を確保するために講じるべき措置について審議・検討を行っているとのことです。

また、本特別委員会は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2024年7月18日に公開買付者から公開買付価格を1株当たり3,200円とする旨の提案を画面で受領して以降、公開買付者から価格に関する提案又は連絡を受領する都度、対象者から適時にその内容について報告を受け、対象者が対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるM I Tから受けた財務的見地からの助言を踏まえた対象者の見解を聴取した上でその内容を審議・検討し、重要な局面において公開買付価格を含む取引条件に関する意見を述べること等により、対象者と公開買付者との間の公開買付価格を含む取引条件に関する協議・交渉全般について実質的に関与したとのことです。その結果、対象者は、2024年8月8日、公開買付者から、公開買付価格を1株当たり4,000円とすることを含む最終提案を受けるとしたとのことです。

（ ）判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下、対象者の依頼により対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるMITから受けた説明並びに対象者株式価値算定書(MIT)及び特別委員会株式価値算定書(プルートス・コンサルティング)の内容、並びにアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的見地からの助言を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2024年8月14日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

(a) 答申内容

- (ア) 本公開買付けを含む本取引の目的は正当性・合理性を有するものである(本取引が対象者の企業価値向上に資するものである)と認められる。
- (イ) 本公開買付け価格を含む本取引の条件の妥当性が確保されていると認められる。
- (ウ) 本取引において、手続の公正性が確保されていると認められる。
- (エ) 上記(ア)乃至(ウ)を踏まえ、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと認められる。
- (オ) 上記(ア)乃至(エ)を踏まえれば、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへ応募することを推奨することは相当であると認められる。

(b) 答申理由

- (ア) 本取引の目的は正当性・合理性を有するものである(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。)か

以下の点を踏まえると、()本取引により想定されるシナジーは合理的なものといえることができ、公開買付者の想定と対象者の想定との間に矛盾・齟齬もなく、本取引の実行は、対象者が認識する経営課題の解決に資することが認められること、()対象者の戦略投資、構造改革や業界再編について、対象者の上場を維持したまま実現するのではなく、本取引によるべき理由として説明された内容も合理的なものであると認められ、本取引によることも相当であること、()本取引による対象者の企業価値向上に対する重大な支障となる事情として認められるものも見受けられないことが認められることから、本公開買付けを含む本取引は企業価値の向上に資するものであって、その目的は正当性・合理性を有すると認められる。

- ・対象者によれば、対象者は、設立以来、伝統的な日本の文化を世界に広めるとともに、海外の文化を日本に紹介することを使命として活動してきており、学術専門書、日本語学習書等の各種和書出版物並びに日本製の良質な文具及び雑貨を世界の大学等の教育機関に、音楽CD及びLPを小売店舗、ネットショップ等に輸出するとともに、国内の書店や大学生協、ネット事業者等を対象に海外の優良出版物及び語学書を輸入しているほか、小売店舗やネットショップ等に雑貨、出版物及び音楽CDを販売しており、近年では、オンライン英会話学校へのデジタル教材の提供も行っているとのことである。また、公開買付者によれば、公開買付者は、1971年6月に、当時、既に海外事業を展開していた対象者と共同で、ドイツのフランクフルトで開催されていたフランクフルト国際書籍展へ出展するにあたり、対象者との間で業務提携を開始したとのことである。対象者における事業環境及び課題認識として、対象者の国内事業はマーケットシェアが高く、これ以上のシェアアップが難しいうえに成長性も鈍化していることから、成長を海外事業に求める必要があるところ、対象者は欧米、公開買付者は中国本土及び東南アジア地区を中心に展開しているとのことである。また、対象者によれば、対象者は、市場区分の見直しに伴うスタンダード市場への移行に際して、移行基準日時点(2021年6月30日)において株主数が330人及び流通株式時価総額が2.8億円となっており、スタンダード市場の上場維持基準のうち、株主数400人及び流通株式時価総額を10億円以上とする基準を満たしていなかったことから、2021年12月28日付で「新市場区分における『スタンダード市場』選択申請及び新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を公表し、その後、2023年3月31日時点の上場維持基準への適合状況において株主数が363人及び流通株式時価総額4.7億円であったことから、2023年6月27日付で「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」を公表し、さらに2024年3月31日時点の上場維持基準への適合状況において株主数が305人及び流通株式時価総額6.8億円であったことから、2024年6月27日付で「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」を公表しているとのことである。かかる経営課題(対象者の上場維持基準の適合状況を含む。)の解決に向けた戦略の一環として、海外事業における地理的な展開先の重複が大きくなり、かつ対象者と資本業務提携関係にあり、かつ長年取引関係にある公開買付者との関係性を強化することは、一般論としては対象者の企業価値の向上に資するものであると考えることができる。
- ・公開買付者によれば、公開買付者が想定する本取引のシナジーとして、()事業面のシナジーとして、公開買付者の子会社が販売する商品を対象者が確立している販路を用いてより積極的に海外で販売することによって、公開買付者グループの海外事業を強化することが可能であること、また、対象者として十分な販路が確立されていないと公開買付者が考えているアジア地域において、公開

買付者グループの販売支援などにより、対象者グループのアジア地域での事業拡大に寄与することができること、()財務面のシナジーとして、公開買付者グループに加わることによって対象者の信用力が向上し、取引金融機関からの資金調達力の改善、向上が可能となること、()組織面のシナジーとして、公開買付者は、事業上のノウハウの共有や両者間における人材交流により、これまでよりも幅広く適材適所の人材配置を検討できる等、人事面での活性化が期待でき、上記の事業面及び財務面と併せたシナジーの実現による企業価値の向上策を実行していくことで、公開買付者グループ及び対象者グループ双方とも、より魅力的な企業となり従業員のモチベーションの向上につながる事が挙げられるとのことである。また、対象者によれば、対象者としても、公開買付者の子会社となることで、商材や販売網、顧客基盤やノウハウ等、公開買付者グループ及び対象者グループが持つ様々なリソースを最大限に相互活用できるほか、物流の効率化を実現することも可能となると考えているとのことであり、加えて、公開買付者グループに加わることで対象者の信用力が向上し、取引金融機関からの資金調達力の向上などのシナジーが期待されると考えているとのことである。また、対象者によれば、公開買付者との人的交流が盛んになることで、対象者が多様性に富んだより魅力的な会社となり、従業員のモチベーション向上につながるかと考えているとのことである。上記の想定されるシナジーの内容は、相互に矛盾する点や明らかに客観的事実に反している点は見当たらず、合理的なものであると考えられる。

- ・公開買付者によれば、公開買付者としては、対象者の上場会社としての独立性や対象者の一般株主に対する利益の配慮という観点を踏まえ、対象者株式の上場を維持したままでの迅速な連携強化及びシナジー創出には一定の制約があると考えられることから、対象者株式を非公開化することは必要不可欠と考えているとのことである。この点、非上場化のデメリットとして、一般的には知名度や社会的信用の向上といった上場企業としてのメリットを享受できなくなることや資本市場から資金調達ができなくなることが考えられるところ、対象者及び公開買付者によれば、公開買付者の連結子会社となることによって、むしろ知名度や社会的信用の向上が見込まれること、また、公開買付者グループから対象者に対して必要十分な融資を行うことも可能であり、対象者の非上場化によって従業員の士気の低下や新規人材採用への悪影響は見込まれないことから、当該デメリットは限定的であると考えているとのことである。以上の点に鑑みると、他の手法によらず、本取引による経営課題の解決を目指すという判断は、合理的なものと考えられ、また、本取引による対象者の企業価値向上に対する重大な支障となる事情は認められない。

(イ) 本取引の取引条件（本公開買付けの公開買付価格を含む。）の妥当性が確保されているか

以下の点を踏まえると、本取引の交渉状況やスキーム等の妥当性を前提に、本公開買付価格については、その妥当性が認められ、本公開買付けを含む本取引の条件の妥当性は確保されていると認められる。

- ・本公開買付価格の交渉状況についてみると、本公開買付価格（1株当たり4,000円）は、当委員会における審議・検討に基づく当委員会からの買付価格の引き上げ要請を踏まえ、MITの助言を受けながら公開買付者と交渉を重ねた結果、公開買付者から5度にわたり買付価格を引き上げる提案を引き出し、最終合意に至ったものとのことであり、一連の交渉においては、MITから、委員会の場では又は電子メールにて適時に当委員会に対して共有及び説明がなされ、随時当委員会による方針の確認を得ながら行われた。その結果、最終的な本公開買付価格は、対象者に公開買付者が提示した価格から相応の上積みがされており、対象者として、少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して交渉がされたことが経緯として認められる。以上からすれば、本取引における本公開買付価格の合意は、対象者と公開買付者との間において、実質的にも独立当事者間に相当する客観的かつ整合性のある議論を踏まえた交渉の結果なされたものであることが推認され、合意プロセスの透明性や公正性を疑わせるような事情は見当たらない。
- ・本事業計画については、本取引の実施を前提としないスタンドアローン・ベースで作成されており、本取引に係る真摯な提案といえる意向表明書の受領前後で策定のプロセスに変更なく、対象者において検討・作成が進められていたものであり、公開買付者又はその関係者がその作成に関与し、又は影響を及ぼした事実は窺われない。また、対象者は公開買付者との交渉において、本事業計画について公開買付者に対して一定の説明を行っているが、公開買付者の指示により、又はその意を汲んで、策定又は修正が行われたという事実も窺われない。また、本事業計画の根拠等の詳細に関して、対象者から本特別委員会に対する説明の機会が設けられ、質疑応答が行われたが、その中では、本事業計画の修正を要する事情その他本事業計画の合理性に疑念を差し挟むべき事情は見当たらなかった。以上からすれば、本事業計画の策定プロセスに、公開買付者の圧力が介在した事実は認められず、また、その内容において不合理な予測となっている点は認められない。
- ・対象者株式価値算定書（MIT）及び特別委員会株式価値算定書（プルートス・コンサルティング）については、MIT及びプルートス・コンサルティングに対するヒアリング等によれば、市場株価法及びDCF法の選択、並びにそれぞれの算定方法及び算定根拠について、いずれも不合理な点は見当たらないものと評価した。その上で、本公開買付価格である1株当たり4,000円は、（ ）MIT及びプルートス・コンサルティングの市場株価法による算定結果を上回り、かつ、（ ）MIT及びプルートス・コンサルティングのDCF法による算定結果のレンジの範囲内である価格であると認められる。さらに、本公開買付価格である1株当たり4,000円は、2024年8月13日までの東京証券取引所における対象者株式の終値（同日の終値及び同日の過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の各平均終値）に対して48.15%～54.62%のプレミアムが付されているところ、MITに対するヒアリング等を踏まえると、公開買付者がTOB公表時に対象企業の株式を20%超50%未満保有し、本取引と同様に非公開化を目的としたTOBを通じた子会社化の事例（経済産業省が「M&A指針」を公表した2019年6月28日から、2024年8月9日までの間に公表された35件）におけるプレミアム水準（公表日の前営業日における終値に対して44.71%、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して47.95%、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して50.66%及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して50.96%）との比較において、公表日の前営業日の終値に対して48.15%であり、直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準はいずれも50%を上回ることに鑑みると、当該価格は対象者株式の市場株価に対して遜色のないプレミアムが付されていると認められる。また、本公開買付価格は、対象者株式の直近3年間最高値である4,005円（2022年8月24日）とほぼ同額の水準となっており、MITに対するヒアリング等によれば、2022年8月1日以降における売買高の合計は、対象者の発行済株式総数（自己株式を除く。）を超える水準となっており、この間に株式を取得した対象者の株主に対しては、その大半において取得価格を上回る価格での売却機会を提供するものと考えられる。以上を勘案すれば、本公開買付価格の水準は、不合理とはいえない。
- ・一段階目に公開買付けを行い、二段階目に株式併合を行うという本取引の手法は、この種の非公開化取引においては一般的に採用されている方法であり、かつ、二段階目のいずれの手続においても、株式買取請求後の裁判所に対する価格決定の申立てが可能である。本取引の方法は、株主が受領する対価が現金であることから、対価の分かり易さ、並びにその価値の安定性及び客観性が高いという点で望ましく、対象者の完全子会社化を迅速に行うという要請と、一般株主等による十分な情報に基づく適切な判断の機会と時間の確保を両立させることができるという観点でも、特に株式等を対価とする株式交換等の組織再編よりも望ましいと考えられる。また、本公開買付けに応募しなかった株主に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けに応募した場合に受領する価格と同一になるように算定される予定であることも明らかにされている。以上より、買収の方法として公

開買付けを伴う二段階買収の方法を採用し、買収対価を現金とすることには、合理性が認められる。

(ウ) 本取引に係る手続の公正性が確保されているか

以下の点を踏まえると、本取引では、()取引条件の形成過程において実質的にも独立当事者間取引といえる状況が確保され、()一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保という視点から見ても充実した公正性担保措置が採用され、かつ、実効性をもって運用されていると認められるから、結論として、本取引に係る手続の公正性は確保されていると認められる。

- ・ 公開買付者及び対象者並びに本取引の成否から独立した対象者の独立社外取締役及び社外有識者で構成される特別委員会を設置しており、その設置時期、権限等からみても、本特別委員会は公正性担保措置として有効に機能していると認められる。
- ・ 対象者取締役会において、本取引につき利害関係を有する取締役を除く取締役全員の一致により本公開買付けへの賛同意見表明並びに株主への応募推奨が決議され、本取引につき利害関係を有する監査役を除く監査役全員より、上記決議に異議がない旨の意見が述べられる予定であること、また、対象者取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、本取引に賛同しないことが決議されていることなどを踏まえれば、本取引に関する対象者の意思決定の恣意性は排除され、意思決定のプロセスの公正性、透明性及び客観性が確保されているといえる。
- ・ 対象者は、公開買付者及び対象者並びに本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から法的助言を受けている。
- ・ 対象者は、公開買付者及び対象者並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関であるM I T から、対象者株式の株式価値に関する資料として対象者株式価値算定書(M I T)を取得しており、本特別委員会は、公開買付者及び対象者並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングから、対象者株式の株式価値に関する資料として特別委員会株式価値算定書(ブルータス・コンサルティング)を取得している。
- ・ 本公開買付けの公開買付期間は、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日とされることが予定されており、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保するものと認められる。また、対象者と公開買付者との間において、対象者による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意は行われなことから、本件では、公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上でM & Aを実施することによる、いわゆる間接的なマーケット・チェックが実施されているといえる。
- ・ 本取引では、本特別委員会に付与された権限の内容、本特別委員会における検討経緯や公開買付者との取引条件の交渉過程への関与状況、本答申書の内容及び本特別委員会の委員の報酬体系等、対象者株式価値算定書(M I T)及び特別委員会株式価値算定書(ブルータス・コンサルティング)の概要、本取引の実施に至るプロセスや交渉経緯の内容等について充実した情報開示がなされる予定となっており、対象者の株主に対し、取引条件の妥当性等についての判断に資する重要な判断材料は提供されていると認められる。
- ・ 公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式の全てを取得するに至らなかった場合には、株式併合による本スクイズアウト手続を実施する予定であるところ、これらの手続において、対象者の株主が不利に取り扱われることが予想される状況には陥らないような配慮がなされていることを踏まえると、強圧性が生じないように配慮がなされていると認められる。

(エ) 上記(ア)から(ウ)を踏まえ、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと認められるか

上記(ア)から(ウ)についていずれも問題があるとは認められないことを踏まえると、本取引を行うことは、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと認められる。

(オ) 上記(ア)から(エ)を踏まえ、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへ応募することを推奨する旨の意見表明を行うことは相当であると認められるか
上記(ア)から(エ)についていずれも問題があるとは考えられないことを踏まえると、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへ応募することを推奨することは相当であると認められる。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

() 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、対象者及び公開買付者並びに本取引の成否のいずれからも独立した第三者算定機関であるM I Tに対して、対象者株式の価値の算定を依頼し、2024年8月13日付で対象者株式価値算定書(M I T)を取得しているとのことです。

また、M I Tは、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、対象者は、本取引に際して実行されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置(具体的な内容については、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」及び下記「対象者における独立した法律事務所からの助言」乃至「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。)を踏まえると、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、M I Tから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。また、本取引に係るM I Tの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

() 算定の概要

M I Tは、複数の算定手法の中から対象者株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価が存在することから市場株価法を、対象者業績の内容や予想等を評価に反映するためD C F法を算定手法として用いて対象者の1株当たりの株式価値の分析を行い、対象者は、2024年8月13日付でM I Tより対象者株式価値算定書(M I T)(注)を取得したとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法：2,587円から2,700円

D C F法：3,503円から4,253円

市場株価法では、2024年8月13日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における基準日の終値2,700円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,630円、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,587円及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,616円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,587円から2,700円と算定しているとのことです。

D C F法では、対象者が作成した本事業計画及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の財務予測に基づき、対象者のフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の企業価値及び株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を3,503円から4,253円までと算定しているとのことです。

D C F法の前提とした本事業計画では、対象者の部門別ごとに実現可能な収益予測を積み上げた結果、本事業計画において大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。もっとも、本事業計画において、設備投資の実行によりフリー・キャッシュ・フローの減少を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2025年3月期から2026年3月期までに賃貸用不動産への投資が行われること及び2026年3月期から2027年3月期にかけて、システム更新投資を行うことにより、フリー・キャッシュ・フローの減少を見込んでいるとのことです。それぞれ2025年3月期のフリー・キャッシュ・フローは61百万円、2026年3月期のフリー・キャッシュ・フローは1,084百万円、2027年3月期のフリー・キャッシュ・フローは37百万円を見込んでおり、2028年3月期は収益性の改善及び左記設備投資の終了に伴い、フリー・キャッシュ・フローは462百万円を見込んでいるとのことです。

本事業計画は、本公開買付けの実行を前提としたものではないとのことです。そのため、本公開買付けの成立により実現することが期待されるシナジー効果は、本事業計画及び株式価値の算定には加味されていないとのことです。

本事業計画については、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認し、不合理でないことを確認しているとのことです。

(注) 対象者株式価値算定書(M I T)は、対象者取締役会がその立場において本公開買付価格を財務的見地から検討することのみを目的として対象者に提供されたものとのことです。対象者株式価値算定書(M I T)は、本取引に関連して対象者の有価証券(種類を問いません。)の保有者、債権者その他の利害関係者が受領する対価について、何ら意見又は見解を表明するものではないとのことです。対象者株式価値算定書(M I T)は、本取引の取引形態、ストラクチャー等を含め本取引の

条件その他の側面について、何ら意見又は見解を表明するものではなく、また、対象者にとって採用可能であるか若しくは実行する可能性のある他の戦略又は取引と比較した場合における本取引の相対的な利点又は本取引の推進若しくは実施に関する業務上の意思決定について、何ら意見又は見解を表明するものではないとのことです。また、本取引又はこれに関連する事項について、対象者の株主に対して本取引に応募することの当否のほか、対象者の株主の議決権行使又はこれに関連する行為について、何ら意見又は見解を表明するものではないとのことです。また、本取引の当事者の役員又は従業員に対する報酬（名目を問いません。）の金額、性質その他の側面に関する、本取引の公開買付価格との比較における公正性（財務的か否かを問いません。）について、何らの意見又は見解を表明するものではないとのことです。加えて、対象者株式価値算定書（MIT）は、本取引が公表又は開始された後を含むいずれかの時点において、対象者株式が取引されるべき価格に関して何ら意見を述べるものではないとのことです。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングに対して対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2024年8月13日付で対象者株式の株式価値に関する株式価値算定書（以下「買付者株式価値算定書」といいます。）を取得しております。

買付者株式価値算定書の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」をご参照ください。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本取引に関する対象者取締役会の意思決定過程の透明性及び合理性を確保するために、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、公開買付者及び対象者並びに本取引の成否のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同法律事務所より、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点等について、必要な法的助言を受けているとのことです。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、公開買付者グループ及び対象者グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、本特別委員会は、第1回の特別委員会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性に問題がないことを確認した上で、リーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

() 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者プレスリリースによれば、本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性を確保するために、公開買付者及び対象者並びに本取引の成否のいずれからも独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2024年8月13日付で対象者株式の株式価値に関する株式価値算定書（「特別委員会株式価値算定書（ブルータス・コンサルティング）」）を取得しているとのことです。また、ブルータス・コンサルティングは、公開買付者及び対象者のいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係るブルータス・コンサルティングの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

() 算定の概要

ブルータス・コンサルティングは、複数の算定手法の中から対象者株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価が存在することから市場株価法を、対象者業績の内容や予想等を評価に反映するためDCF法を算定手法として用いて対象者株式の1株当たりの株式価値の分析を行い、対象者は、2024年8月13日付でブルータス・コンサルティングより特別委員会株式価値算定書（ブルータス・コンサルティング）を取得したとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法：2,587円から2,700円

DCF法：3,723円から6,663円

市場株価法では、2024年8月13日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における基準日の終値2,700円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,630円、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,587円及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,616円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,587円から2,700円と算定しているとのことです。

DCF法では、本事業計画及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の財務予測に基づき、対象者のフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより対象者の企業価値及び株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を3,723円から6,663円までと算定しているとのことです。DCF法の前提とした本事業計画では、対象者の部門別ごとに実現可能な収益予測を積み上げた結果、本事業計画において大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。もっとも、本事業計画において、設備投資の実行によりフリー・キャッシュ・フローの減少を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2025年3月期から2026年3月期までに賃貸用不動産への投資が行われること及び2026年3月期から2027年3月期にかけて、システム更新投資を行うことにより、フリー・キャッシュ・フローの減少を見込んでいるとのことです。それぞれ2025年3月期のフリー・キャッシュ・フローは61百万円、2026年3月期のフリー・キャッシュ・フローは1,084百万円、2027年3月期のフリー・キャッシュ・フローは37百万円を見込んでおり、2028年3月期は収益性の改善及び左記設備投資の終了に伴い、フリー・キャッシュ・フローは462百万円を見込んでいるとのことです。

本事業計画は、本公開買付けの実行を前提としたものではないとのことです。そのため、本公開買付けの成立により実現することが期待されるシナジー効果は、本事業計画及び株式価値の算定には加味されていないとのことです。

本事業計画については、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認し、不合理でないことを確認しているとのことです。

(注) プルータス・コンサルティングは、特別委員会株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき対象者において一切認識されていないことを前提としているとのことです。また、対象者及びその関係会社の資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があるとのことです。さらに、対象者及びその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに特別委員会株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としているとのことです。プルータス・コンサルティングが、特別委員会株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、対象者により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としているとのことです。また、特別委員会株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)において、プルータス・コンサルティングが提供された資料及び情報に基づき提供された仮定を前提として分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としているとのことです。プルータス・コンサルティングは、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではないとのことです。なお、プルータス・コンサルティングの算定結果は、プルータス・コンサルティングが本特別委員会の依頼により、本諮問事項を検討するための参考に資することを唯一の目的として本特別委員会に提出したものであり、当該算定結果は、プルータス・コンサルティングが本公開買付け価格の公正性について意見を表明するものではないとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、上記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の対象者株式価値算定書（MIT）、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載の本特別委員会から提出された本答申書及び上記「対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言を踏まえ、本公開買付けについて、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者取締役会は、本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は、対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであることから、対象者の一般株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して、合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、2024年8月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨決議したとのことです。当該取締役会においては、対象者の取締役5名のうち、利害関係を有しない対象者の取締役4名全員が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員一致により上記決議を行ったとのことです。また、上記取締役会には、対象者の監査役3名のうち、利害関係を有しない対象者の監査役2名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、小寺勉氏については、公開買付者の執行役員を兼任していること、対象者の監査役のうち、渡部弘之氏については、公開買付者の執行役員を兼任していることから、利益相反の疑いを回避する観点から、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉に参加しておらず、上記取締役会における審議及び決議には参加していないとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）を30営業日に設定しております。このように公開買付け期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付け価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することも企図しております。

また、公開買付者及び対象者は、対象者が公開買付者以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしております。このように、上記公開買付け期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、対象者に対し、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者、本不応募株主及び本許容株主のみとし、対象者株式を非公開化することを目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を、2024年11月下旬を目途に開催することを対象者に要請する予定です（但し、本取引の円滑な遂行その他の目的のために合理的に必要な場合には、全部取得条項付種類株式を用いる方法その他公開買付者及び対象者が別途合意する方法により行われます。）。また、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当

する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様（公開買付者、本不応募株主、本許容株主及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者、本不応募株主及び本許容株主が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、本不応募株主、本許容株主及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした規定として、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの申立てがなされた場合における、対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。

また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付け成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズアウト手続が実行された場合には東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本不応募契約（講談社）

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2024年8月14日付で、講談社との間で本不応募契約（講談社）を締結し、講談社が所有する対象者株式の全て（所有株式数55,400株、所有割合7.94%）について、本公開買付けに応募しない旨、本スクイーズアウト手続に関連する本株式併合を含む各議案に賛成する旨について合意しております。

本不応募契約（宮脇商事）

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2024年8月14日付で、宮脇商事との間で本不応募契約（宮脇商事）を締結し、宮脇商事が所有する対象者株式の全て（所有株式数50,000株、所有割合7.17%）について、本公開買付けに応募しない旨、本スクイーズアウト手続に関連する本株式併合を含む各議案に賛成する旨について合意しております。

本不応募契約（宮脇書店）

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2024年8月14日付で、宮脇書店との間で本不応募契約（宮脇書店）を締結し、宮脇書店が所有する対象者株式の全て（所有株式数14,800株、所有割合2.12%）について、本公開買付けに応募しない旨、本スクイーズアウト手続に関連する本株式併合を含む各議案に賛成する旨について合意しております。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

| | |
|---------|--|
| 買付け等の期間 | 2024年8月15日(木曜日)から2024年9月27日(金曜日)まで(30営業日) |
| 公告日 | 2024年8月15日(木曜日) |
| 公告掲載新聞名 | 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/) |

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

| | |
|-----------|---|
| 株券 | 普通株式1株につき金4,000円 |
| 新株予約権証券 | |
| 新株予約権付社債券 | |
| 株券等信託受益証券 | |
| 株券等預託証券 | |
| 算定の基礎 | <p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、AGSコンサルティングは公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>AGSコンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、対象者が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動を評価に反映するためにDCF法をそれぞれ算定方法として採用して対象者株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はAGSコンサルティングから2024年8月13日付で買付者株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置の実施を通じて、対象者の少数株主の利益には十分配慮がなされていると考えられることから、AGSコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>AGSコンサルティングによる対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。</p> <p>市場株価法：2,587円～2,700円 DCF法：3,586円～4,460円</p> <p>市場株価法では、算定基準日を2024年8月13日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の算定基準日の終値2,700円、算定基準日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値2,630円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値2,587円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値2,616円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を2,587円から2,700円までと算定しております。</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>DCF法では、対象者から提供された2025年3月期から2029年3月期までの事業計画、2024年7月上旬から7月下旬まで公開買付者において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2025年3月期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の企業価値や株式価値を評価し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を3,586円から4,460円までと算定しております。なお、DCF法において前提とした対象者の将来の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいないとことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、反映しておりません。</p> <p>公開買付者は、AGSコンサルティングから取得した買付者株式価値算定書の算定結果に加え、2024年7月上旬から7月下旬まで公開買付者において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向（本公開買付けの公表日の前営業日である2024年8月13日の対象者株式の終値（2,700円）、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（2,630円）、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（2,587円）、及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（2,616円））及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2024年8月14日付の取締役会決議により、本公開買付価格を1株当たり4,000円とすることを決定いたしました。</p> <p>本公開買付価格4,000円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年8月13日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値2,700円に対して48.15%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,630円に対して52.09%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,587円に対して54.62%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,616円に対して52.91%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格4,000円は、本書提出日の前営業日である2024年8月14日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値2,710円に対して47.60%のプレミアムを加えた価格となります。</p> |
| <p>算定の経緯</p> | <p>（本項買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>公開買付者は、2024年7月18日、対象者に対して実施した財務及び法務等に関するデュー・ディリジェンスの内容等を踏まえて、本公開買付価格を3,200円（提案実施日の直近の取引日である2024年7月17日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,708円に対して18.17%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,606円に対して22.79%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,562円に対して24.90%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,562円に対して24.90%のプレミアムを加えた価格）とする第1回提案を行いました。</p> <p>公開買付者は、第1回提案に対して、対象者から、2024年7月19日付で、第1回提案価格における本公開買付価格は、対象者株式の価値に関する対象者及び本特別委員会の第三者算定機関による初期的な分析を考慮しても、対象者の少数株主の利益に配慮したもとはいえないとして、本公開買付価格を引き上げる旨の要請を受け、2024年7月25日、対象に対して、本公開買付価格を3,400円（提案実施日の直近の取引日である2024年7月24日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,743円に対して23.95%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,641円に対して28.74%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,588円に対して31.38%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,584円に対して31.58%のプレミアムを加えた価格）とする第2回提案を行いました。</p> <p>公開買付者は、第2回提案に対して、対象者から、2024年7月31日付で、第2回提案における本公開買付価格は、対象者株式の価値に関する対象者及び本特別委員会の第三者算定機関による初期的な分析を考慮しても、また対象者における少数株主の利益に配慮する点からも満足のいく水準ではないとして、再度、本公開買付価格を引き上げる旨の要請を受け、2024年8月1日、対象者に対して、本公開買付価格を3,600円（提案実施日の直近の取引日である2024年7月29日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,708円に対して32.94%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,664円に対して35.14%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,598円に対して38.57%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,603円に対して38.30%のプレミアムを加えた価格）とする第3回提案を行いました。</p> |

公開買付者は、第3回提案に対して、対象者から、2024年8月2日付で、第3回提案における本公開買付価格は、対象者株式の価値に関する対象者及び本特別委員会の第三者算定機関による初期的な分析を考慮しても、また対象者における少数株主の利益に配慮する点からも未だ満足はいく水準ではないとして、再度、本公開買付価格を引き上げる旨の要請を受け、2024年8月6日、対象者に対して、本公開買付価格を3,900円（提案実施日の直近の取引日である2024年8月5日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,400円に対して62.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,667円に対して46.23%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,600円に対して50.00%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,611円に対して49.37%のプレミアムを加えた価格）とする第4回提案を行いました。

公開買付者は、第4回提案に対して、対象者から、2024年8月6日付で、第4回提案における本公開買付価格は、対象者株式の価値に関する対象者及び本特別委員会の第三者算定機関による分析を考慮しても、また対象者における少数株主の利益に配慮する点からも、未だ満足はいく水準ではないとして、再度、本公開買付価格を引き上げる旨の要請を受け、2024年8月7日、対象者に対して、本公開買付価格を3,950円（提案実施日の直近の取引日である2024年8月6日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,388円に対して65.41%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,649円に対して49.11%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,594円に対して52.27%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,609円に対して51.40%のプレミアムを加えた価格）とする第5回提案を行いました。

公開買付者は、第5回提案に対して、対象者から、2024年8月7日付で、第5回提案における本公開買付価格は、検討に値する水準感に近づきつつあると考えられるものの、対象者株式の価値に関する対象者及び本特別委員会の第三者算定機関による分析を考慮し、また対象者における少数株主の利益に配慮する点からも、今なお十分に満足はいく水準ではないとして、再度、本公開買付価格を引き上げる旨の要請を受け、2024年8月8日、対象者に対して、本公開買付価格を4,000円（提案実施日の直近の取引日である2024年8月7日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,390円に対して67.36%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,633円に対して51.92%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,588円に対して54.56%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,608円に対して53.37%のプレミアムを加えた価格）とする最終提案を行いました。

公開買付者は、最終提案に対して、対象者から、2024年8月8日付で、最終提案における本公開買付価格に応諾する旨の連絡を受けました。

以上の対象者との協議・交渉を経て、公開買付者は、2024年8月14日、本公開買付価格を4,000円とし、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(a) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングから取得した買付者株式価値算定書を参考にいたしました。なお、AGSコンサルティングは公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置の実施を通じて、対象者の少数株主の利益には十分配慮がなされていると考えられることから、AGSコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(b) 当該意見の概要

AGSコンサルティングは、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法：2,587円～2,700円

DCF法：3,586円～4,460円

| | |
|--|--|
| | <p>(c) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>公開買付者は、AGSコンサルティングから取得した買付者株式価値算定書の算定結果において、2024年7月上旬から7月下旬まで公開買付者において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向（本公開買付けの公表日の前営業日である2024年8月13日の対象者株式の終値（2,700円）、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（2,630円）、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（2,587円）、及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（2,616円））及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2024年8月14日付の取締役会決議により、本公開買付価格を1株当たり4,000円とすることを決定いたしました。</p> |
|--|--|

(3) 【買付予定の株券等の数】

| 株券等の種類 | 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|--------|-------------|-------------|----------|
| 普通株式 | 427,197 (株) | 194,700 (株) | - (株) |
| 合計 | 427,197 (株) | 194,700 (株) | - (株) |

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（194,700株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う最大数（427,197株）を記載しております。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

| 区分 | 議決権の数 |
|---|--------|
| 買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a) | 4,271 |
| aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b) | - |
| bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c) | - |
| 公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年8月15日現在)(個)(d) | 1,500 |
| dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e) | - |
| eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f) | - |
| 特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年8月15日現在)(個)(g) | 1,337 |
| gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h) | - |
| hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i) | - |
| 対象者の総株主等の議決権の数(2024年3月31日現在)(個)(j) | 6,950 |
| 買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%) | 61.25 |
| 買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%) | 100.00 |

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(427,197株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年8月15日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が2024年6月25日に提出した第83期有価証券報告書に記載された総株主の議決権数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式も買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(700,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(2,603株)を控除した株式数(697,397株)に係る議決権の数(6,973個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本株式取得」といいます。）の前に、本株式取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならない（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出が受理された日から30日（短縮される場合もあります。）を経過する日までは本株式取得を行うことはできません（以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、上記の事前届出が行われた場合で、排除措置命令を発令するときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない（同法第49条）、かかる意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされております（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、2024年6月28日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。本株式取得に関しては、公開買付者は、公正取引委員会から2024年7月23日付で、30日の取得禁止期間を25日に短縮する旨の通知を受領したため、2024年7月23日をもって取得禁止期間は終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から2024年7月23日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受領しており、同日をもって措置期間は終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

| 国又は地域 | 許可等をした機関の名称 | 許可等の日付 | 許可等の番号 |
|-------|-------------|---|---|
| 日本 | 公正取引委員会 | 2024年7月23日 (排除措置命令を行わない旨の通知書及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる) | 公経企第684号 (排除措置命令を行わない旨の通知書) 公経企第685号 (禁止期間の短縮の通知書) |

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

応募株主等は、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の16時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。

本公開買付けに係る株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等が当該証券取引口座に記録管理されている必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）の特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は株主名簿管理人の特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了している必要があります。（注1）

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される際には、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類の提出をお願いします。（注2）

上記 の応募株券等の振替手続及び上記 の口座の新規口座開設には、一定の日数を要しますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由で行う場合は、当該株主名簿管理人に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は当該株主名簿管理人にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

(注2) マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の個人番号又は法人番号確認書類が必要となります。また、応募株主等が外国要人等（外国PEPs）に該当する場合は、その旨を申告していただく必要がございます。なお、個人番号又は法人番号確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお問い合わせください。

<個人の場合>

次の表の から のいずれかの組合せによるマイナンバー（個人番号）確認書類及び本人確認書類等の提出をお願いします。なお、マイナンバー（個人番号）のご提供をいただけない方は、公開買付代理人である東海東京証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。

また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、マイナンバー（個人番号）等を変更する場合にはマイナンバー（個人番号）確認書類及び本人確認書類等の提出が必要となります。詳細については公開買付代理人へお問い合わせください。

| | |
|----------------|---------------------------|
| 個人番号確認書類 | マイナンバー（個人番号）受入れのための本人確認書類 |
| 個人番号カード（裏面コピー） | 個人番号カード（表面コピー） |

| 個人番号確認書類 | マイナンバー（個人番号）受入れのための本人確認書類 |
|--|--|
| <p>通知カード（コピー） 通知カードに記載されているお客さまの氏名、住所及び個人番号に変更がない場合のみ、ご利用いただけます。</p> | <p>・以下の書類のいずれか1つ（コピー） 運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート（住所、氏名、生年月日が確認できるものに限り、））、在留カード または ・以下の書類のいずれか2つ 住民票の写し（原本）、住民票記載事項証明書（原本）、各種健康保険証、印鑑登録証明書、国民年金手帳、身体障害者手帳のコピー（住民票の写し及び住民票記載事項証明書並びに印鑑登録証明書については、発行日から6ヶ月以内の原本が有効）（以下「確認書類」といいます。）</p> |
| <p>マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し（原本） 又は 住民票記載事項証明書（原本）</p> | <p>・確認書類のいずれか1つ （但し、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を除きます。）</p> |

なお、顔写真のない本人確認書類をご提出くださった場合には、他の本人確認書類の提出をお願いするか、又は書留等の転送不要郵便物等を郵送し取引時確認をさせていただきます。

< 法人の場合 >

「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイト（<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）から印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類（登記事項証明書、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの））が必要になります。

なお、法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の確認書類のいずれか1つのコピーのご提出が必要となります。

また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になりますので、詳細については、公開買付代理人へお問い合わせください。

< 外国人株主の場合 >

常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限り、）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるものが必要になります。

（注3） 日本の居住者の株式等の譲渡所得に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の16時まで、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の16時まで、公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
(その他東海東京証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

| | |
|-------------------|---------------|
| 買付代金(円)(a) | 1,708,788,000 |
| 金銭以外の対価の種類 | |
| 金銭以外の対価の総額 | |
| 買付手数料(b) | 20,000,000 |
| その他(c) | 3,200,000 |
| 合計(a) + (b) + (c) | 1,731,988,000 |

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(427,197株)に対象者株式1株当たりの本公開買付価格(4,000円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

| 種類 | 金額(千円) |
|------|-----------|
| 当座預金 | 9,381,857 |
| 計(a) | 9,381,857 |

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|---|--------|---------|---------|--------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 計 | | | | |

□【金融機関以外】

| 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|--------|---------|---------|--------|
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | |

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|------|--------|---------|---------|--------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 計(b) | | | | |

□【金融機関以外】

| 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|--------|---------|---------|--------|
| | | | |
| | | | |
| 計(c) | | | |

【その他資金調達方法】

| 内容 | 金額(千円) |
|------|--------|
| | |
| 計(d) | |

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

9,381,857千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

(2)【決済の開始日】

2024年10月4日(金曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した金融機関口座へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の証券取引口座へお支払いいたします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日の翌営業日）以後速やかに応募が行われた直前の記録に戻す（公開買付代理人の証券取引口座に記録する。）ことにより返還します。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（194,700株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 所有株式数 (株) | 発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%) |
|--------|---------|--------------|---|
| - | - | - | - |
| - | - | - | - |
| - | - | - | - |
| - | - | - | - |
| 計 | - | - | - |

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 職歴 | 所有株式数 (千株) |
|----|----|----|------|----|---------------|
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| 計 | | | | | - |

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第77期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月28日 関東財務局に提出

ロ【半期報告書】

該当事項はありません。

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社トーハン

(東京都新宿区東五軒町6番24号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2024年8月15日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 2,837(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 2,837 | | |
| 所有株券等の合計数 | 2,837 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(注1) 特別関係者である対象者は、2024年3月31日現在、対象者株式2,603株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(2024年8月15日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 1,500(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 1,500 | | |
| 所有株券等の合計数 | 1,500 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2024年 8月15日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|-----------------|-------------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 1,337 (個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券 () | | | |
| 株券等預託証券 () | | | |
| 合計 | 1,337 | | |
| 所有株券等の合計数 | 1,337 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(注) 公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(2024年 8月15日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 日本出版貿易株式会社 |
| 住所又は所在地 | 東京都千代田区神田猿樂町一丁目5番15号 |
| 職業又は事業の内容 | 書籍、雑誌等の輸出入・国内販売、不動産の賃貸管理等 |
| 連絡先 | 連絡者 日本出版貿易株式会社 事業管理本部総務部長 木村 樹 連絡場所 東京都千代田区神田猿樂町一丁目5番15号 電話番号 03-3292-3751 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人 |

(2024年 8月15日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 株式会社講談社 |
| 住所又は所在地 | 東京都文京区音羽二丁目12番21号 |
| 職業又は事業の内容 | 総合出版事業 |
| 連絡先 | 連絡者 株式会社講談社 代表取締役社長 野間 省伸 連絡場所 東京都文京区音羽二丁目12番21号 電話番号 03-5395-3410 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することに合意している者 |

(2024年8月15日現在)

| | |
|-----------|--|
| 氏名又は名称 | 株式会社宮脇商事 |
| 住所又は所在地 | 香川県高松市朝日新町16-17 |
| 職業又は事業の内容 | 書籍・雑誌等の出版及び販売、並びに不動産の管理及び賃貸等 |
| 連絡先 | 連絡者 株式会社宮脇商事 代表取締役社長 宮脇 範次 連絡場所 香川県高松市朝日新町16-17 電話番号 087-851-3733 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することに合意している者 |

(2024年8月15日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 株式会社宮脇書店 |
| 住所又は所在地 | 香川県高松市朝日新町2-19 |
| 職業又は事業の内容 | 書籍・雑誌等の卸売及び小売、並びに書店開業・経営コンサルティング等 |
| 連絡先 | 連絡者 株式会社宮脇書店 代表取締役社長 宮脇 範次 連絡場所 香川県高松市丸亀町4-8 電話番号 087-851-3733 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することに合意している者 |

(2024年8月15日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 綾森 豊彦 |
| 住所又は所在地 | 東京都千代田区神田猿楽町一丁目5番15号 |
| 職業又は事業の内容 | 日本出版貿易株式会社 代表取締役社長 |
| 連絡先 | 連絡者 日本出版貿易株式会社 事業管理本部総務部長 木村 樹 連絡場所 東京都千代田区神田猿楽町一丁目5番15号 電話番号 03-3292-3751 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

(2024年8月15日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 近藤 隆一 |
| 住所又は所在地 | 東京都千代田区神田猿楽町一丁目5番15号 |
| 職業又は事業の内容 | 日本出版貿易株式会社 常務取締役 |
| 連絡先 | 連絡者 日本出版貿易株式会社 事業管理本部総務部長 木村 樹 連絡場所 東京都千代田区神田猿楽町一丁目5番15号 電話番号 03-3292-3751 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

(2024年8月15日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 松並 恒次 |
| 住所又は所在地 | 東京都千代田区神田猿楽町一丁目5番15号 |
| 職業又は事業の内容 | 日本出版貿易株式会社 取締役 |
| 連絡先 | 連絡者 日本出版貿易株式会社 事業管理本部総務部長 木村 樹 連絡場所 東京都千代田区神田猿楽町一丁目5番15号 電話番号 03-3292-3751 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

(2024年8月15日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 林 恭彦 |
| 住所又は所在地 | 東京都千代田区神田猿楽町一丁目5番15号 |
| 職業又は事業の内容 | 日本出版貿易株式会社 取締役 |
| 連絡先 | 連絡者 日本出版貿易株式会社 事業管理本部総務部長 木村 樹 連絡場所 東京都千代田区神田猿楽町一丁目5番15号 電話番号 03-3292-3751 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

【所有株券等の数】

日本出版貿易株式会社

(2024年8月15日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 0(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 0 | | |
| 所有株券等の合計数 | 0 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(注) 特別関係者である対象者は、2024年3月31日現在、対象者株式2,603株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

株式会社講談社

(2024年8月15日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 554 (個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券 () | | | |
| 株券等預託証券 () | | | |
| 合計 | 554 | | |
| 所有株券等の合計数 | 554 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

株式会社宮脇商事

(2024年8月15日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 500 (個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券 () | | | |
| 株券等預託証券 () | | | |
| 合計 | 500 | | |
| 所有株券等の合計数 | 500 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

株式会社宮脇書店

(2024年8月15日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 148 (個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券 () | | | |
| 株券等預託証券 () | | | |
| 合計 | 148 | | |
| 所有株券等の合計数 | 148 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

綾森 豊彦

(2024年8月15日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 20(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 20 | | |
| 所有株券等の合計数 | 20 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

近藤 隆一

(2024年8月15日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 40(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 40 | | |
| 所有株券等の合計数 | 40 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

松並 恒次

(2024年8月15日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 38(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 38 | | |
| 所有株券等の合計数 | 38 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

林 恭彦

(2024年8月15日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 37(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 37 | | |
| 所有株券等の合計数 | 37 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

本不応募契約(講談社)

公開買付者は、2024年8月14日付で、講談社との間で本不応募契約(講談社)を締結し、講談社が所有する対象者株式の全て(所有株式数55,400株、所有割合7.94%)について、本公開買付けに応募しない旨、本スクイーズアウト手続に関連する本株式併合を含む各議案に賛成する旨について合意しております。

本不応募契約(宮脇商事)

公開買付者は、2024年8月14日付で、宮脇商事との間で本不応募契約(宮脇商事)を締結し、宮脇商事が所有する対象者株式の全て(所有株式数50,000株、所有割合7.17%)について、本公開買付けに応募しない旨、本スクイーズアウト手続に関連する本株式併合を含む各議案に賛成する旨について合意しております。

本不応募契約(宮脇書店)

公開買付者は、2024年8月14日付で、宮脇商事との間で本不応募契約(宮脇商事)を締結し、宮脇商事が所有する対象者株式の全て(所有株式数50,000株、所有割合7.17%)について、本公開買付けに応募しない旨、本スクイーズアウト手続に関連する本株式併合を含む各議案に賛成する旨について合意しております。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引

公開買付者の最近の3事業年度における公開買付者と対象者との間の取引の内容及び取引金額は以下のとおりです。

(単位：千円)

| 取引の概要 | 第81期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 第82期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 第83期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|-------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 対象者の商品の仕入れ | 201,498 | 185,254 | 223,119 |
| 公開買付者の商品の販売 | 2,778,614 | 2,008,034 | 639,609 |

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者は、2024年8月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

| 決算年月 | | | |
|--------------|--|--|--|
| 売上高 | | | |
| 売上原価 | | | |
| 販売費及び一般管理費 | | | |
| 営業外収益 | | | |
| 営業外費用 | | | |
| 当期純利益(当期純損失) | | | |

(2)【1株当たりの状況】

| 決算年月 | | | |
|------------|--|--|--|
| 1株当たり当期純損益 | | | |
| 1株当たり配当額 | | | |
| 1株当たり純資産額 | | | |

2【株価の状況】

(単位:円)

| 金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名 | 東京証券取引所 スタンダード市場 | | | | | | |
|--------------------------------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 月別 | 2024年2月 | 2024年3月 | 2024年4月 | 2024年5月 | 2024年6月 | 2024年7月 | 2024年8月 |
| 最高株価 | 2,722 | 2,933 | 2,794 | 2,650 | 2,570 | 2,791 | 2,721 |
| 最低株価 | 2,253 | 2,696 | 2,491 | 2,500 | 2,451 | 2,531 | 2,381 |

(注) 2024年8月については、8月14日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数 株) | | | | | | | 単元未満株式の状況 (株) | |
|---------------|------------------|------|----------|--------|-------|----|-------|------------------|---|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | | | | | | | | | |
| 所有株式数 (単元) | | | | | | | | | |
| 所有株式数の割合(%) | | | | | | | | | |

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 所有株式数 (株) | 発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%) |
|--------|---------|--------------|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | |

【役員】

年 月 日現在

| 氏名 | 役名 | 職名 | 所有株式数 (株) | 発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%) |
|----|----|----|--------------|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第82期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月23日関東財務局長に提出

事業年度 第83期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月25日関東財務局長に提出

【半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

日本出版貿易株式会社
(東京都千代田区神田猿楽町一丁目5番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1)「2025年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2024年8月14日付で、対象者決算短信を公表しております。当該公表に基づく対象者決算短信の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況(連結)

| 会計期間 | 2025年3月期(第1四半期累計期間) |
|----------------|---------------------|
| 売上高 | 1,909百万円 |
| 営業利益 | 128百万円 |
| 経常利益 | 150百万円 |
| 親会社に帰属する四半期純利益 | 93百万円 |

1株当たりの状況(連結)

| 会計期間 | 2025年3月期(第1四半期累計期間) |
|-------------|---------------------|
| 1株当たり四半期純利益 | 133.89円 |
| 1株当たり配当金 | 0円 |

(2)「配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者は、2024年8月14日付の取締役会において、2025年3月期の配当予想を修正し、2025年3月期の期末配当を行わないことを決定したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。